



## グループ会社における副業について 説明を受ける！

### 実施する目的

- ・社員の成長のために、グループ会社において多様な経験を積む場をつくり、JRにおける活躍のステージを広げることに繋げたい
- ・本業が基本であって、そこに支障しない範囲で行う。この基本的な考えは変わらない
- ・社会全体の議論が高まり、制度設計の目処がついたので実施していく
- ・雇用調整として行う考えではない

### 対象

- ・「JRE副業ポータル」に掲載されている、JR東日本グループにおける副業を行える
- ・全社員（エルダー含む）が対象（病欠、短日数・短時間勤務、半休、休職等）の場合は副業できない
- ・直接雇用契約を結ぶ場合と、業務委託契約を結ぶ場合がある  
例 直接雇用：X社で、そば屋の調理と接客、週2回、4時間、時給1,000円  
→雇用主はX社、給与として支払われる  
委託契約：T社で、CAD図面作成、1件あたり5,000円  
→本人が個人事業主となって受託、給与又は報酬として支払われる

### 労働時間

- ・JRの所定外労働時間（全超勤時間）と副業先の労働時間を合算して60時間が上限
- ・副業の出勤日（副業する日）は本人が調整する
- ・本人が60時間を超えないように計画する。実績は本人がまとめてJRに申告する  
→基本的に自己管理・自己申告（勤務実績を副業先からJRが受けて管理する想定ではない）
- ・乗務員の在宅休養時間と副業の労働時間に関係性はない。（副業しても構わない）

### その他

- ・フレックスタイム制で、自分で設定した時間外での副業は可能
- ・副業先の福利厚生制度を利用できる可能性はある（労働契約内容による）
- ・「JRE副業ポータル」の運用についてはJEP5で行う
- ・7月1日以降、副業の許可申請の受付が始まる  
（ポータルで求人を探して応募はすることは可能な状態）
- ・事前に申告して許可を得ないと副業はできない

副業希望者の自主的な応募と労働時間の自己管理が強く求められる内容です。個人の申告・個人の管理に依存するところも多いのが特徴です。厚生労働省も指摘をしていますが、長時間労働の抑制や健康管理について予め整理しておくことが重要と考えます。

**安全・健康・働きがい確保できるものとなるように会社と議論していきます！**